

第10回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月24日（金）午前9時33分から10時02分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂 かよ子			
農業委員	2番	砂坂 浩一郎	3番	高田 真盛	
	4番	黒木 りか	5番	小山 幸良	
	6番	中之藺 堅二郎	7番	寺内 秀昭	
	8番	福 富久	9番	中畠 一三	

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田 善昭	ロ.	浦口 啓一郎
ハ.	上妻 亜紀	ニ.	野里 一則
ホ.	片板 大作	ヘ.	雨田 俊哉
ト.	原田 晃生	チ.	小脇 尚武

4. 欠席委員

農業委員	1番	久保田 力雄	10番	上山 幸夫
	11番	牛野 進一郎		

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和6年度第10号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和6年度第2号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	羽生 幸一
農地振興係長	中峯 智恵美

7. 会議の概要

- 事務局 それでは開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
農業委員議席番号1番 久保田力雄委員、10番 上山幸夫委員、11番 牛野進一郎委員。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただ今から、第10回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声あり。）
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号9番 中畠一三委員、2番 砂坂浩一郎委員を指名します。
- 議長 日程第2、（議案協議）議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和6年度第10号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。
- 事務局 資料の2ページをお開きください。
議案第1号は、農用地利用集積計画書（案）の承認についてです。
令和6年5月31日を公告日とする農用地利用集積計画、賃借権2件・使用貸借権1件を定めたいので承認を求めるものです。
資料は3ページをご覧ください。
旧農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日は令和6年5月31日、始期が令和6年6月1日、終期が令和11年5月31日で、存続期間を5年とする新規設定の1件と、始期を令和6年6月1日、終期を令和16年5月31日で、存続期間を10年とする新規設定の2件の計3件です。農地の合計面積は、畑が4筆の●●㎡となります。
資料の4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。
整理番号1番。利用権を設定する者は、南種子町○○××番地 A・69歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B・62歳、経営面積は●●㎡です。土地の所在は○○字▽▽××番、地目が畑、面積が●●㎡の内●●㎡になります。畑にはさとうきびを作付けします。権利の種類は賃借権、賃借料は10アール当り〇万円で現金支払い、期間が5年の新規設定となります。図面は5ページに添付しております。
今回からは前回の総会で申し上げたとおり、航空写真を添付しておりませんので、詳細を知りたい方はタブレットでご確認ください。

続いて整理番号2番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 C・55歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 D、経営面積は●●㎡です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目が畑の1筆、面積が●●㎡。牧草を作付けし、権利の種類は使用貸借権、期間が10年の新規設定となります。図面は6ページに添付しております。

整理番号3番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 E・66歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 Dです。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか1筆、地目が畑の2筆、合計面積が●●㎡。牧草を作付けし、権利の種類は賃借権、賃借料は年間〇万円の口座振込、期間が10年の新規設定となります。図面は7ページに添付しております。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）の内、賃借権2件 使用貸借権1件についての説明を終わります。

賃借権、使用貸借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）について、賃借権2件・使用貸借権1件の承認を求めます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。
（「はい。」の声あり）

議長 2番委員 はい。2番委員。

整理番号2番のCさんの圃場は茶畑だったと記憶しておりますが、これはDが自分たちで開いて借りるのか。

事務局 茶を栽培していたのは6ページの図面の全体の左側3分の1程度で、その他は最近では放置していたため荒れており、D氏が茶の伐根等を行うため、10年間は使用貸借すると聞いております。

議長 ほかに質疑はありますか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和6年度第2号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。
事務局。

事務局

資料の 8 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてです。農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権 3 件を定めたいので、承認を求めます。

資料の 10 ページをお開きください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。

存続期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までの 5 年間で 2 件、令和 6 年 8 月 1 日から令和 16 年 7 月 31 日までの 10 年間で 1 件の合計 3 件です。

資料は 11 ページ、内訳書になります。

整理番号 1 番、南種子町〇〇××番地、F・82 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、G・65 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 1 筆、地目は全て畑、面積は 2 筆合計●●㎡でさとうきび・甘藷を耕作します。賃借料は 10 アール当たり〇万円で口座振込、期間は 5 年の再設定です。図面は 12 ページに添付しております。

整理番号 2 番、南種子町〇〇××番地、H・68 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・73 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 2 筆、地目は全て畑、面積は 3 筆合計●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は 3 筆合計年〇万円で口座振込、期間は 5 年の再設定です。図面は 13 ページに添付しております。

整理番号 3 番、東京都大田区〇〇番××号、J・67 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、K・66 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 1 筆、地目は全て田、面積は 2 筆合計●●㎡で W C S を耕作します。賃借料は 10 アール当たり〇万円で口座振込、期間は 10 年の再設定です。図面は 14 ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第 2 号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第 2 号について、質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長

異議がないようですので、議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 2 号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：L、
譲受人：M 外5件を議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。
事務局。

事 務 局 資料15ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求め
るもので、所有権移転6件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、始良市〇〇××番地 L。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Mです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか4筆。地目は田及び畑、地積は5
筆合計●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は23ページから添付しております。

整理番号2番。譲渡人が、1番と同じくL。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Nです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は27ページから添付しております。

整理番号3番。譲渡人が、1、2番と同じくL。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Oです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか5筆。地目は全て畑、地積は6筆
合計●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、19ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は31ページから添付しております。

整理番号4番。譲渡人が、中種子町〇〇××番地 亡P相続財産管理人
司法書士 Q。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Rです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか5筆。地目は全て畑、地積は6筆
合計●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、20ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 36 ページから添付しております。

16 ページをお開きください。

整理番号 5 番。譲渡人が、大阪府守口市〇〇番××号 S。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 T です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、21 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 41 ページから添付しております。

整理番号 6 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 U。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 V です。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか 10 筆。地目は田及び畑、地積は 11 筆合計●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、22 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 45 ページから添付しております。

以上 6 件につきましては、5 月 10 日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号 1 番・3 番 3 番委員。

3 番委員 関連がありますので、整理番号 2 番の 6 番委員担当の分も含めて私の方で説明します。

これらの件は L さんが親から相続を受けた農地で、今回整理処分したいということで、3 条申請を出したものであります。L さんと M さんは兄弟、L さんと N さんは同じく兄弟であり、L さんと O さんは従兄弟に当たります。

親族関係でそれぞれ分けて処理することになります。その関係で贈与となっております。

譲受人になられる方は自分の農地も持って対外的にやっておられる方もいるので問題はありません。N さんについては、自家用野菜を栽培しておりますので、引き続きそれをやっていくようです。

農地についてもしっかりと管理できる方ですので、よろしく願いいたします。以上です。

議長 長 整理番号 2 番については、今 3 番委員が説明していただきましたけれども、本日 10 番委員が欠席ですので、追加があれば 2 番と 5 番と 6 番までの

説明を6番委員、お願いします。

農地部長

2番については、3番委員からの説明があったとおりで問題はありませんのでよろしくお願いします。

5番のSさんからTさんへの売買ですけれども、親戚関係ではありません。土地がTさんの宅地の隣ということで、買ってほしいと申し出があり、現地には口ベを植えておりますが、引き続き口ベを作り、空いた土地には野菜などを耕作していくようです。

6番、UさんからVさんの件ですが、UさんとVさんは親子であります。今回Uさんが高齢のために娘さんに譲りたいということでした。Vさんは安納芋を耕作する予定です。一部の土地に関しては貸し出し中であります。

議長
2番委員

整理番号4番、2番委員。

整理番号4番の亡P相続財産管理人の司法書士QさんよりRさんに相談があったようです。〇〇字▽▽の畑はWが以前から借りていた圃場となっていることから、買おうかという話になったようで、▽▽の畑は長くXさんが耕作していたが、買う気はなく、合せてRさんを買ってくれないかと相談があったそうです。今回規模拡大の最中ですので、何ら問題はありません。

議長

以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長

異議がないようですので、議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議長

議案第4号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人:Yを議題にします。

それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。

事務局。

事務局

53ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について審査を求めるもので、件数は1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、鹿児島市〇〇番××号 Y。所有者は亡Zさん、この方はYさんのお父さんです。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番。

登記地目は田、地積は●●㎡です。

変更年月日については、平成5年頃です。

現況としましては、『当該地は平成5年頃より耕作されておらず、竹木が生い茂り、農地としての活用は困難である。』とのことです。

参考資料は54ページから添付しております。

この件の内容につきましては、5月10日の現地調査において相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

担当委員の10番委員が、本日欠席ですので、6番農地部長説明をお願いします。

農地部長 それでは説明します。Yさんは鹿児島市に居られるので、電話で確認を取りました。名義が故人のため、確約書を付けております。平成5年くらいから耕作していないということで、現地調査の結果も竹木が生い茂り、農地としての復元はかなり難しいものと思われま

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 長 以上で、第10回農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。

